

一般職非常勤補助員の賃金引き上げ

府教委は、4日、「大阪府立学校一般職非常勤職員の単価改定」について提案を行い、最低賃金法による大阪府最低賃金が改定されたことを踏まえ、非常勤補助員の単価について引き上げを行うとしました。施行期日は10月1日、協議期限は9月19日としています。

◆提案内容

		令和元年 10月1日～	(参 考) 現 行	
一般職 非常勤 補助員	週 29 時間勤務者	<u>964 円</u>	959 円	
	週 29 時間 未満勤務者	昼間に授業を行う 学校又は課程	<u>1,060 円</u>	1,050 円
		夜間に授業を行う 学校又は課程	<u>1,150 円</u>	1,140 円

◆施行期日 2019年10月1日

※下線部が改定箇所

引き続き「全国一律 1000 円、早期に 1500 円」実現に向けて取り組みます

非常勤補助員の賃金引き上げはこの間の私たちのとりくみと学校現場の世論の反映です。大阪の最低賃金は昨年の936円から28円引き上げの964円となりました。しかし、この額で月20日間8時間働いても月154,240円、年収185万円で、年収200万円以下の、いわゆる「ワーキングプア」の状態に置かれ、極めて不十分な額です。また全国の答申の平均は901円で、今回の引き上げ幅は「2020年までに1000円にする」とした政府の約束を履行するうえでも極めて不十分です。

30年前と比べ最低賃金が1.8倍となり前進していることは、労働組合が先頭に立った生活改善要求、運動の成果です。府高教は非常勤補助員など臨時教職員の待遇改善に全力をあげるとともに「全国一律1000円、早期に1500円」を掲げたとりくみをすすめ、「当たり前」に暮らせる賃金を求めていきます。

非常勤補助員のみなさんを含め、府立高校で働く仲間ならどなたでも府高教に加入できます。府高教に加入して、力をあわせ賃金・労働条件改善のためたたかきましょう。

／／ **みんなの力で要求実現！ あなたも府高教へ！** ／／